

令和 2 年 2 月 1 9 日

令和 2 年 第 1 回 和 束 町 議 会 臨 時 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

令和 2 年 第 1 回 和 東 町 議 会 臨 時 会

会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 令 和 2 年 2 月 1 9 日 (水)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 前 1 1 時 1 4 分

出 席 議 員 (9 名)

1 番	岡 田 勇	2 番	高 山 豊 彦
3 番	藤 井 清 隆	4 番	村 山 一 彦
6 番	井 上 武 津 男	7 番	岡 田 泰 正
8 番	岡 本 正 意	9 番	畑 武 志
1 0 番	小 西 啓		

欠 席 議 員 (1 名)

5 番 吉 田 哲 也

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	藤原秀太
地域力推進課長	草水清美
人権啓発課長補佐	北卓也
税住民課長	細井隆則
福祉課長	北広光
診療所事務長	久保順一
農村振興課長	東本繁和
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙議事日程のとおり

会議の経過 別紙のとおり

会議録署名議員 9番 畑 武志

1番 岡田 勇

議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1号 公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因する道路災害復旧工事」に係る工事請負契約の変更について

日程第 5 議案第 2号 和束町簡易水道統合事業中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事に係る請負契約の変更について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（小西 啓君）

皆さん、おはようございます。本日はご苦勞さまです。

ただいまから、令和 2 年和東町議会第 1 回臨時会を開会いたします。

町長挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

令和 2 年第 1 回和東町議会臨時議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。

また、日ごろは和東町の行政に何かとご指導、ご協力をいただいておりますことをこの場をかりまして改めてお礼を申し上げさせていただきたいと思ひます。

今、世界、日本の中で大きく広がっております新型コロナウイルスの問題であります。現在、和東町といたしましても、国・府、そして保健所と十分連携をとりながら対応しているところであります。近く町においても、しっかりと体制を整えて慎重な対応をしまいたいと思ひておりますので、ご了解、また、ご指導賜りたいと、このように思ひております。

また、1 件、この場をかりておわびを申し上げなければならないわけなんです、皆さん方もご案内のとおり、水道については、各家庭に水道メーターで通知をいたしました。この際、消費税が 8 から 10 % に変わり、そのままの 8 % のままの表示となりました。こうしたことにご迷惑をおかけしたことに改めておわびを申し上げたいと思ひます。

さて、本日予定をさせていただいている案件でございますが、工事請負の変更 2 件についてご審議をいただくことになっております。どうか慎重なご審議をいただきまして、いずれにいたしましても、ご承認をいただきますことをよろしく願ひして、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにご苦労さまでございます。

ありがとうございます。

○議長（小西 啓君）

本日の会議を開きます。

吉田哲也議員から欠席の届けが出ています。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、畑 武志議員、1番、岡田 勇議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時議会の会期は、本日の1日間としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日の1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、令和元年度第8回・第9回の出納検査の結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、議案第1号 公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因する道路災害復旧工事」に係る工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第1号の提案理由を申し上げます。

令和元年6月20日に契約しました町道白栖別所線地すべり災害復旧工事の一部に変更が生じたことにより、当該工事請負契約の変更の契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める必要があることから、ここに提案させていただく次第であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第1号の説明をさせていただきます。

議案第1号

公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因する道路災害復旧工事」に係る工事請負契約の変更について

町道（北部1号）白栖別所線地すべり災害復旧工事請負契約を下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

契約金額に係る部分中「6,407万5,000円」を「6,455万6,800円」及び「令和元年6月21日から令和2年3月20日」を「令和元年6月21日から令和2年3月31日」に改める。

令和2年2月19日 提出

和束町長 堀 忠 雄

それでは、変更後の概要と工事の件についてご説明させていただきます。

1枚おめくりください。

町道（北部1号）白栖別所線地すべり災害復旧工事変更契約の概要

- 1 事業名 公共土木施設災害復旧事業
- 2 工事名 町道（北部1号）白栖別所線地すべり災害復旧工事
- 3 工事場所 京都府相楽郡和束町大字別所地内
- 4 契約金額 「6,407万5,000円」を「6,455万6,800円」に変更する。
- 5 契約の相手方 山口・吉村特定建設工事共同企業体 代表者 山口和香奈
- 6 契約の方法 地方自治法第234条の規定による一般競争
- 7 工期 「令和元年6月21日から令和2年3月20日」を「令和元年6月21日から令和2年3月31日に変更」
- 8 支出科目 和束町一般会計
(款) 10 災害復旧費
(項) 02 公共土木施設災害復旧費
(目) 01 道路橋梁施設災害復旧費
(節) 15 工事請負費

でございます。

次のページでございます。

町道（北部1号）白栖別所線地すべり災害復旧工事変更箇所資料ということで説明させていただきます。

1 変更内容

鋼管杭工施工に伴い発生する泥水処分量の数量増

2 変更内容

契約金額 当初 6,407万5,000円

(内消費税相当額582万5,000円)

変更 6,455万6,800円

(内消費税相当額 5 8 6 万 8 , 8 0 0 円)

契約金額増額分 4 8 万 1 , 8 0 0 円

(内消費税相当額 4 万 3 , 8 0 0 円)

でございます。

1 枚おめくりください。

図面をつけております。この図面のと通りの工事を昨年 6 月から行っております。前回の定例会でもご説明させていただきましたとおりに、工事につきましては地すべり災害復旧工事となりますので、図面の中央部、若干黒の太い線がございますが、ここに杭を打ち込む。それで、抑止を行うという工事でございます。

その後、そちらから図面上段に向かって放射状に排水のボーリングを入れるという工事を行っております。これによって地すべりの円弧すべりをとめるという抑止をしていくという工事でございます。

その後、図面中央部のところにあります崩壊部分を復旧し、法を復旧して工事が終わるということになります。

工事につきましては、6 月に発注、工場での機材の製作が行われまして、1 1 月半ばごろから現場工事に入っております。それにつきましては、崩土の除去、それから周辺の施設の整理等を行ってきました。

その後、1 2 月に入りまして、鋼管杭、要するに抑止の杭を 1 7 本ほど打ち始めました。このときに発生します汚泥の処理でございます。この分の処理が若干当初の見込みよりもふえたということが今回の変更の一番の要因でございます。

以上、工事の内容等についてご説明させていただきます。

なお、工期の変更につきましてはですが、当初 3 月 2 0 日をめどに工事を進めてまいりました。1 2 月、1 月の天候不順、それと先ほど申しました汚泥の関係の土質の悪化に伴いまして、工事が若干延びております。つきましては、3 月 3 1 日まで工期の変更をあわせてお願いいたします。

以上、第1号議案の説明とさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今回の工事の2年ほどになりますか、大阪での地震以降に豪雨も含めて陥没が起こったということで、それ以来、通行止めになっている箇所がありますけども、今回、工期が10日ほど延びているわけですけども、いわゆるあの道路の開通といいますか、実際に通れるようになるというのは、今回の変更によって何らかの変更があるのか、また、いつごろから通れるというのか、そういった見込みを持っておられるのか、その辺、説明をいただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

ただいまのご質問でございます。当初4月1日の通行開放を検討しておりました。3月20日という日に終わらせて、その後、整理をさせていただいて、何とか持ち込みたいという考え方であったんですが、若干おくれぎみで押しておりますけども、何とか4月の小学校が始まるぐらいまでは、現場自身については開放したいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

いわゆる小学校の始業式といいますと、初旬6日、7日あたりだと思っておりますけども、それにはとりあえず開放したいということですけども、それで一応通れるように

なるということだというふうに思うんですけども、それ以降、何らかの完成というか、そういった工事等の流れはあるんでしょうか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

現場の工事につきましては、工事が完成後、完了検査を行いまして、その後、目的物を引き受けるという形になります。

ただ、事務のほうがその後、全ての処理をしていって、支払い関係も全部済ますということもございますので、この辺の内部的な事務処理も含めまして、今、工期の変更等をお願いしているところでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

一応、始業式には間に合わせていただくということで、今、答弁いただきましたけども、1年半ほど通行どめということで、地元の方はもちろんですけども、かなりご不便いただいていたということもありますので、その辺は確実に通れるようになるようにしていただきたいというように思いますので、そこは強く要望しておきたいと思えます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○副議長（岡田 勇君）

この概要等を見ているんですけども、今現在2月20日ですね。残り、あと1カ月ですね。だから、きょう現在で何%の進捗率ですか。それをお尋ねします。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

1月末現在の工事報告が業者から上がっております。これで約80%終わっております。残すところは集計と路帯の整備ということで考えております。

○議長（小西 啓君）

1番、岡田 勇議員。

○副議長（岡田 勇君）

1月末で今おっしゃいましたね。私は2月20日を今現在でどれぐらいなのかと、それは想定でもできるんじゃないですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

申しわけございません。

今、報告させていただいたのは履行報告の分でございます。

その後、今、修景コンクリートで杭の頭を修景しております。この後、法面工事を行いまして、後、路帯舗装という順番でいきますので、残すところは、修景コンクリートが多分今週から来週の早々に上がると考えておりますので、その後、養生、その後、法面修正かけて路帯の整備ということになると思います。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○副議長（岡田 勇君）

そうすると、金額でいうたら大体どのぐらいあと残るんです。今、80%ということとは5,000万円ぐらいですね。あと1,000万円が残っているということですよ。

1,000万円残ってるやつがあと1カ月でできますか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

金額的には残しているところは数百万円でございます。工事の80%といいますのは、事業工事内容で80%のやつを1月末となっておりますので、あと修景コンクリートが入ってますので、この後、盛土も杭を入れながら盛ってきてますし、ボーリングも全部終わりましたので、約1カ月ちょっとの工事という考え方をしております。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○副議長（岡田 勇君）

工事のほうはできるでしょう。だから、あとの書類的なことができないということですね。そういうことですね。工事はできるけども、後の完成までの書類関係ができないから、10日延ばしてくださいということですね。そういう意味で理解していいですね。

そうするとね、書類的なことなんか10日で短縮したかて、それは事務的な問題であってね、工事ができないとなったら話もわかりますけどね、そのまま6月20日そのままいかはったらいいん違いますか。それは事務方がしっかりしないと、そうと違いますか。施工監理とかそういう面についても。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

確かにそういうご指摘もあるかとは思いますが、工事の残りの事務的な分につきましては、業者のほうからの成果品、それから検査の結果等がありますので、その日数を換算したいということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○副議長（岡田 勇君）

それはおくらしているんだったらおくらてるで、1月から工事の書類関係なんかできるはずですよ。業者から言うてきたからできない。そうじゃなくて業者をチェックするのはあんたらの仕事ではないんですか。業者から言うてきたからお願いしますじゃなくて、業者にしなさいという命令を出すのは行政側ですよ。業者ができないから延ばしましょうかじゃないんです。それは事務方の失敗ですよ。たった10日ですよ。10日で事務方のやつがしったりしてたら縮められるはずですよ。それやったらもっと延ばしたらよろしい。その10日のことを延ばしたら何でもできるんじゃないで、初めからわかってんのだったらね、初めから令和2年3月31日にしたらよろしいねん。何で20日にしたん。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

実のところを言いますと、6月発注で、順調にいけば2月末に上がってくる予定で現場は動いておりました。それが天候不順等々も含めまして、約20日間ほど食い込んだというのが現実でございます。

今回につきましては、工事につきましては、ほぼ年度内の工事で完成に持っていきたいという工程を組んでいます。ただ、コンクリート等の養生の期間とか試験等の時間も考えますと、年度内に全てのものが届けないということも伺われます。

それと、事務方の処理という部分に関しましては、国庫補助事業でございます。これについては、今後、もう一度、3月の議会をお願いさせていただくことになるんですけども、繰り越しの承認がおりない限りは、年度をまたがった契約はできないということがございまして、今回、3月31日の工期の10日間というのを提案させて

いただいた次第でございます。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○副議長（岡田 勇君）

課長、3月に繰り越しの変更か何か出すんですか。今、繰り越しの手続をしたいとおっしゃいますね。今、3月末で仕上がりますと言っはるのに、何でまた繰り越しことをやるの。それは補助金の問題とかおっしゃいましたね。そんなん前からわかっての違うの。繰り越しなんか補助金のどうのって、3月31日過ぎたら保留するのは当たり前です。それやったら早くから手続。例えば、1月の天候不順とおっしゃるんだったら、その分の養生なんか全て皆、計画の中に入ってます。養生が5日あったら、それだったら例えば10日にしようというのは、当然初めに設計の段階、それから施工の計画の段階に入ってるはずですよ。間際になってから、とにかく天候不順やから変更となって延ばしてくれて、そんな勝手な話はありませんよ。それは業者が悪いんですよ。それともあんたが悪いかどっちかですよ。

繰り越しするんでしょう。そんなん繰り越しするってどういうことですか。もう6月の話ですよ。

それと、もう一つ指摘したら悪いですけどね、課長は最前、令和元年3月31日とおっしゃいましたよ。令和2年、間違い。そういうことを間違ったら困ります。

とにかく繰り越しをおっしゃったから、繰り越しなんか6月からもう既に計画を立てないかん。計画というものは、ちゃんと全てのものを考えた上で、工事完成がしてから、あと、その間の10日なら10日、20日から20日、30日なら30日ということ必ず施工計画にのってるはずですよ。だから、業者が頼みにきたからこうしたいというなら、それやったら監督ミスということと言わざるを得ないです。業者さんにあれするんやないんですけど、いろんな問題があったと思いますけど、今後そういうことをされたら我々としたら困るんですよ。

10日だけまず工期を延ばして、その次は繰り越しをしますと。それは何なのという事です。10日で全て終わってもらわな困るんですよ。そういうことを計画されるのを今後、我々受ける側としたら困りますので、十分注意をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

9番（畑 武志君）

議長、動議提出。

休憩動議です。

○議長（小西 啓君）

今、動議が出ました。

動議に賛成の方。

はい。暫時休憩いたします。

休憩（午前9時52分～午前10時34分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

岡田 勇議員。

○副議長（岡田 勇君）

もう一度、課長にお聞きしたいんですけども、先ほどおっしゃったとおり、工期の変更10日間お願いしたいと。それに次いで3月になったら繰り越しもお願いしたいということをおっしゃってましたね。それで、私はそれについては、そんなん前からわかっていることだから、もっとしっかり施工計画とか施工監理をやっていかなあかんの違うのかということを行いましたけど、指摘しましたわね。これに対する手だては何かあるんですかね。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

確かに、かなりのご指摘を受けるところでございますが、うちとしましては、誠心誠意努力することと、それから業者に実際指導を行いながら3月31日の完成、なお、事務処理で4月当初には開通させるということ而努力させていただいたと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○副議長（岡田 勇君）

それで、岡本議員の質問もあったように、4月の開通やないですけど、通るようにできるとおっしゃってましたね。これも間違いなしにできるのかどうか。それに向けてしっかりしてほしいんですけども、全て工期の見方、工事の施工の見方の甘さ、それと当初の設計の杭が5カ月、6カ月もかかるという、そういう見方ですね。

それならそれで、そのように合わせて、例えば、3月20日から逆算して余裕がある施工ができるように設計段階に考えないといかんと、私はそう思ったんですよ。だから、指摘したんですけど、今後、こういうようなことになったら住民の皆さんに迷惑がかかるんですね。我々も住民の皆さんに不安を抱かせる。今のを認めたとしたら、当然それは理由があつて、確かに行政も、それから業者も努力はしているけども、できないというのは現実なんですね。だから、それを見ておられる住民の方がいたら、何だということになってきたら我々も責任がある。だから、軽率な行為、言葉づかいにせよ、施工にせよ、今後は行政も、もちろん我々ももっとチェックすべき、反省すべきなんです。

建設委員会もやりながら、12月議会かて見に行つて、これはできるのかどうかと

いうことを議論したらよかったですけど、私らは行政側が信頼してできるものやっと思っていたんですけども、急にこの話が出てきたことに我々も責任があります。しかしながら、行政はもっともっと責任がある。それは住民の人に対するおわびなんですよ、こんなことをやっていたら。

今後二度とこのようなことがないように、やはり住民の皆さんが安心して任せられる、そういう行政のチェック機関、それと施工、行政のあなた方がちゃんとできるような、そういう体制をしっかりとってほしいと私は思うんです。私の意見としてはそういうことです。あとは皆さんの判断にお任せいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

確認したいのは、先ほどのこの場での説明でもそうでしたけども、気象条件に大変左右されていると。先ほど別室でいろいろお話を聞かれたときも、少しの雨でも一定影響を受けるし、現時点におきましても、今、提案されてます3月31日というのが決して余裕のある日程ではないというお話も伺った上でお聞きしますけども、今後1カ月以上ある中で、一定、これから気象も季節の変わり目ですから不安定になりがちだと思うんですけども、もちろん集中豪雨とか、そういった台風並みの雨は別にしても、想定される雨量とか気象条件を加味しても、そういう工期の中で対応できるということによろしいですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

当初の工期の見積もりから最近この議案を出したときの工期の見積もりから見ましても、平年というか、ふつうの状況であればこの工期で間に合うというような設計になっておりますので、確かに岡本議員が言われるように、異常気象が起こった場合は

別ですけれども、そうでない限りは、この時間で何とかなるというふうに考えております。それに向けて行政も業者も努力させるように指導していきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それと、先ほどの休憩前の話の中で、いわゆる31日まで工期を延ばした上で、実際に通れるようになるのがその後1週間後ぐらいということでお示しいただいておりますけれども、これはやはり当初は多分4月に入ったら通れるということで進めてこられたという話もありましたけれども、1週間といえども、やはりまた通れない時期が延びるという状況で、周辺の方も含めて大変ご迷惑をかけるという状況になります。

特に、子どもさんの通学路等も含めて学校も始まるという点では、時期の問題というのは大変大きい問題ですので、そこは先ほど言われた説明ですね、始業式等までに一定間に合う形で開放するというのは、先ほども言いましたけれども、一定のそういう状況があったとしても、その日程は守れるということによろしいですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

通学関係等についてはそのとおりでございます。一定の確保はさせていただいて、通行開放するというところでお願いします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

私が言いますのは、多くの方が早く開通してほしいということで望んでおられます。それは担当課としても重々感じておられるというふうに思いますので、そこはそうい

う意味で頑張っていたいただいているとは思っておりますけども、ただ、先ほどの答弁は、ある意味、31日で終わって、1週間ほど後になるけども、開通できるということで確認をさせていただいたと。それで終わってたら、要は、次に私たちから住民に伝わっていくという話になるわけです。その場で繰り越してという話がもしなければ、3月になって、また違う状況になって、ちょうど1カ月前までは、もうそれでいけると言っていたら、議員として大変無責任な対応になってくるわけです。ですから、いろいろ手続上、今の段階で明らかにできないような、そういったものはあるのかもしれないですけども、ただ、やはり住民とつながっている議会に対して責任をちゃんと果たすだけの答弁をしていただくことは大変大事ですので、そこはちゃんと責任を持って答弁として確認をしておきたいというふうに思います。

もちろん今回の地すべりということで大変大きな穴もあいて、大きな災害になりました。二度とそういったことがないように着実に、確実に工事をしていただきたいという思いがありますので、本当に必要であるならばそういったことは議会としてももちろん認めますけども、ただ、やはり行政としてのいわゆる手続上の問題というのはそちらの問題ですからね、住民の方はこの場で言われた答弁を信じて今後の見通しを持たれますから、そこは一定言える範囲でありのまま答弁をしていただきたいと思いますので、そこをもう一度お願いできますか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

確かに、住民に不安を与えないような形の答弁をさせていただきたいと思っております。

それと、今の段階で私が言えることは、一日も早い通行開放に向けた努力ということになると思います。今後、残す期間を含めて努力した上で工事を完成させていき

いと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第1号 公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因する道路災害復旧工事」に係る工事請負契約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第1号 公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因する道路災害復旧工事」に係る工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号 和束町簡易水道統合事業中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事に係る請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第2号の提案理由を申し上げます。

令和元年11月8日に契約しました中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事において、機械設備更新及び施設整備の一部に変更が生じたことによ

り、当該工事請負契約の変更の契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める必要があることから、ここに提案させていただき次第であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、議案第2号の説明を行います。

議案書をお開きください。

議案第2号

和東町簡易水道統合事業中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事に係る請負契約の変更について

中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事請負契約を下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

契約金額に係る部分中「1億5,488万円」を「1億5,692万6,000円」に改める。

令和2年2月19日

和東町長 堀 忠 雄

おめくりいただきまして、工事の概要でございます。

工事概要

- | | | |
|---|-----|------------------------------|
| 1 | 事業名 | 和東町簡易水道統合事業 |
| 2 | 工事名 | 中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事 |

- 3 工事場所 和東町大字全域地内
- 4 契約金額 「1億5,488万円」を「1億5,692万6,000円」
に変更する。
- 5 契約の相手方 理水化学株式会社大阪支店
支店長 木澤太郎
- 6 支出科目 和東町簡易水道事業特別会計
(款) 02 施設費
(項) 01 施設費
(目) 01 施設費
(節) 15 工事請負費

でございます。

今回の中央浄水場他の工事ですが、次のページから説明させていただきますので、
よろしく願いいたします。

中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備
工事変更箇所

1 変更内容(主たるもの)

●中央取水場機械設備更新工事

取水ポンプ圧力検知器つき逆止弁、無送水故障通信エラー対応圧力検知器つき
逆止弁更新の追加。

172万1,775円の増(設計直接工事費)

●原山加圧ポンプ所残塩計更新工事

塩素充填装置の器具交換による、既存機器の撤去労務費の追加。

3万9,400円の増(設計直接工事費)

●場内整備工事

場内舗装等小修繕工事の取りやめによる減額。

24万6,355円の減(設計直接工事費)

2 変更内訳

中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新

当初 1億78万9,297円

変更 1億255万4,922円

施設整備工事

当初 783万6,519円

変更 759万164円

めくっていただきまして、図面をつけております。今回一番大きなものは、緊急遮断弁でございます。これはどういうものかといいますと、取水場のところで浄水場側に送っている水の圧によって逆止、要は、水が逆戻りしない弁がついております。この弁が当初そのまま続行で使っていたんですが、状況的に分解した段階で弁の機能ができてない。それによって、無送水故障エラーが発生している原因がわかりましたので、この部分に対応するというものでございます。これが今回の変更の主な部分でございます。

あと、原山につきましては、各配水池及び加圧ポンプ場等で残塩を今はかっております。最終、石寺までの間で残塩をとってございまして、その残塩装置のはかり方が変わりましたので、現在、タンクの中にある装置を外すというようなものでございます。

それにあわせて、今回の工事の場内整備ですけども、これは場内のシャカ工程等の工事を考えておりましたが、今回、若干その部分が減ったということでございます。これは工事の段階で掘り方がうまくいったとかいう関係もございまして、小修繕をやめたというところでございます。

以上、2号議案の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡田 勇議員。

○副議長（岡田 勇君）

先ほどの課長の説明ですけども、課長はどうも平成元年が好きなようでね、平成2年という言葉が出てこないんですけども、議案第2号を読まれるときに、令和元年で、また、令和元年が大分好きなようです。令和2年ですよ。

それと、この工期はいつなのか。それが一つ。

それから、もう1点は、これは5カ所の資料を見せてもらっています。今、言った3カ所ふえてるということなんですけど、これは以前にわかってなかったかどうかなんです。

設計変更というのは、災害が起こったり、物が砕けたりとかいうふうに緊急に起こった場合は大変なことでありますけど、設備のやりかえなんか補足するようなことがあったら、既に設計段階でわからないのかと。こんな簡単なことなんか。ふつう設計変更いうたら、例えば擁壁でもあったら土砂が崩れてきてこけたと。これは設計変更せないかんということなんです。設備の関係なんか初めにわからなかったかということなんです。

それと、内容でも、当初1億円何ぼで変更に200何ぼになって、設備だけは反対に当初から減ってるということなんです。こんなん皆、設計段階でわからへんのかと私は思うんですけどね。業者が勝手に言ってきたから直さないかんで。これせなあきませんよということの変更という、そんな曖昧なことでは、先ほど議論もして、大事なことは、当初に設計者と十分協議をした中で進めてもらわないと、また同じことが起こる。だから、それは、課長、先ほども言ったように、設計監理、ちゃんと見てもらわんと、設計者が勝手に出してくるやつを皆、飲み込むじゃなくて、それはある程度理解をしてもらわんと、金額的にしれてるんですよ、だけど、しれてるから言っているんです。

変更というのは、先ほども言ったように、かなり突然に起こったことは変更せないかんということ、これはわかりますよね。こんなん言うたら失礼ですけど、わかる話じゃなのかと、こう思うんです。とりあえず変更の日にち、工期の日にちが書いてないですけど、当初の工期は何日でしたか。その辺も含めてお願いします。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

工期につきましては、令和2年3月31日でございます。

○議長（小西 啓君）

岡田議員。

○副議長（岡田 勇君）

そうすると、これも間違いなく令和2年3月31日にできるんですね。そういうことですね。そう理解させてもらってよろしいですか。

それと、今の変更も何の理由もなしに、ただ、我々にこうなったからといって、誰も我々でかわるものはいないですからね。だから、私が言ってるように、設計者として協議した中で先行のことを考えてもらわんと、出てきたかって、我々は専門家でも何でもないんですから、わかりません。その辺もしっかり我々に説明するように、例えば、12月の議会のときでも説明してもらわんと、今、間際になって出てきて、これを議論せいで言ったからわからんです。その辺、課長、今の工期の問題とこれの説明。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、工期の件でございます。工期の件につきましては、3月31日をめどに、今現在、頑張っているところでございます。

なお、工期につきましては、工事内容として、ほぼ1月末までに機材の製作ということで、1月当初に工場検査が全て終わりました、現在設置の段階に入っております。これで何とか頑張っていきたいというふうに思っております。

それと、工事の変更の内容でございますけども、中央取水場機械設備工事の更新の170万円につきましては、当初、オーバーホールということで検討をした工事を行ってございました。無送水故障エラーというのが以前から発生してまして、その原因も突きとめたいということでずっとかかっておったんですけども、今回オーバーホールの段階で、オーバーホールというのは、ポンプの逆止弁のところを分解して掃除をするという部分だったんですけども、それが分解した段階で、その弁が作動不良を起こしていたということがわかりました。この弁を直すことで無送水エラーが消えるということがわかりましたので、今回追加させていただいたものでございます。

それと、原山ポンプ場につきましては、塩素の機械の形の提案が変わりまして、もともと計測した残塩の機器がタンク内には必要ないということになりましたので、これを取り外すということになったものでございます。

場内の設備工事につきましては、当初、余掘とか、その部分の中でここまで割らんと管が出てこないという部分があったんですけども、実際に現場を掘ってみると、若干、前の施工図面と位置が変わっている部分があったりしまして、小修繕の工事が減ったということで今回減額させていただいたものでございます。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○副議長（岡田 勇君）

工期が3月31日までにできるということですね。そう理解してもよろしいね。その答えは全然出てないですよ。

それと、もう一つ、オーバーホールはもちろん機械を全部解体して中を見ますよね。その箇所はどれぐらいたっているかということは想定はできますよね。めくってみなわからんということはないでしょう。

2年も3年も緊急にやったやつやったら絶対めくる必要ないしね。何十年たってるやつだったらオーバーホールせないかんというのは、これは理解しますが、そんなことではだめなんですわ。例えば、オーバーホールする場所は、15年、20年たってるから、どうしてもめくって検査せないかんということだったら、もっと事前に早くそういうことをやっていたらいいん違いますか。あけて見なわからんと。それで古くなって砕けておるから直したいで、そんなことやなくて、その箇所は決して去年やおととしにできたような箇所じゃないでしょう。古い箇所だと思いますよ。そんなことも事前に設計屋に見させてもいいから、そういうことをやらないかん。そういうことを設計屋に任せっ切りで、それでまた設計屋は、あけた。古いからかえますわって、そんなんやったら、これから何回も何回も続くと思うんですよ。そういうことを絶えず慎重にやってもらわないかん。

工期は絶対に3月31日までにできるんですね。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

まず、弁の関係です。弁の関係につきましては、実はこれはずっとここ数回、議会の議決もお願いしながら来ている分ですけど、更新工事の中で、今回この機械部分について計画を立ててオーバーホールをして、更新で長寿命化を図ろうというように考えていた部分でございまして、計画的に今それをあけたということになりますので、そのあたりは済みませんが、ご理解のほうをお願いしたいと。

その段階で逆止弁の部分が若干動作不良を起こしていたので、今回それを入れかえるということになりましたということをお願いしたいと思います。

工期につきましては、今の段階では、何とか3月31日を目指しておりますので、あとは工場製作が終わったものを現場のほうで設置するというので、今、動いておりますので、大きな事故等も考えられませんが、若干厳しい工期を持っておりますので、それにつきましてはご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○副議長（岡田 勇君）

これは入札してから工期3月31日までの期間、何日あったんです。それで当初の1億何ぼでしたかね、落札しましたね。今度は一旦めくって、要するにかえないかんというね。それは何日でできるの。だから、今は2月の末でどれぐらいできてるのか。変更の分だけなのか、それとも先ほどの質問だったら全体にずれとるのか、その辺、はっきりしてください。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

工期につきましては5カ月、11月、12月、1月、2月、3月と想定をしております。その段階で、機器の製作で大体1月20日ぐらいをめぐりにしております。これが10日余りおくらしているのも現実でございます。材料の仕入れ等の関係もございまして、難しい部分があるのかということで、業者のほうからは確認をしておりますけれども、それが終わって今度は設置でございます。設置につきましては、今現在、日々各箇所で行っておるんですけども、今の段階でいきますと、工期的には、養生及びいろんな小修繕というか小工事ですね、要は、取りつけた後の周辺の整理とか、その部分が若干厳しくなっているのが現実でございます。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○副議長（岡田 勇君）

工期5カ月で1億5,000万円ですね。手続上の問題があって1カ月と今、言っている。実質的には4カ月ぐらいでできるはずですね。そしたら、1カ月で3,500万円ですね。4カ月だったら1億4,000万円、そういう数字になるんですけども、今現在どれぐらいできてるのか。それでこの200何万円の追加だけが要するに工期的に間に合わないとしているのか、そうじゃなくて、全体に間に合わないと考えているのか、それをはっきり言ってもらわんとそこだけであきませんよ。

それはどうですか。1億5,000万円の仕事が5カ月で工期をとって入札しました。だけど、例えば現在は90%まで来てますけど、あともう少しだということはわかりますけど、60%しかできてないから延ばしてくれっていうんだったら、これはいかなものかとなりますので、その点どうですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

推測の部分も若干ございますので、ご了承願いたいですが、1月末現在で工事の製作になります。製作がほぼ完成しているということで、現在、この段階の数字でいいますと56%から60%ぐらい。それを2月、3月で設置していきますので、2月後半になっていますので、推測でいいますと、70%から75%ぐらいのところに今、位置しているのかなと判断しております。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○副議長（岡田 勇君）

1月末で製作が終わる。施工は1カ月しかないですね、書類的なこといろんなこと、

前からおっしゃっているからね。1カ月だけで1億何ぼのやつを全部施工ができるんですか。そういう苦しいことになってきたら当然また延ばさないかんということになるでしょう。今おっしゃったとおり、60%ぐらいしかできてないって、11月に施工した時点だったら、常識的に考えたらまだ50%ぐらいって当たり前ですよ。だから、工期の持ち方が問題があるんです。それと、入札の執行の日付が前倒しすると何かしてやらんと、無理な工期をつくってしもたら、いずれまたこういう問題が何回も起こるんですね。そういう安易なことをされると我々としては困るんですね。また、同じような議論をやらなくてはいけないということになるんですよ。

だから、課長、やっぱり工期とそれから管理と、何回も言いますけど、それはきちっと責任を持って住民の方にはわかるように示してもらわないと、我々は専門家でもないですからね、ただ、数字と工期を指定されたかて、そんなもんかなということになるんですけども、だから、どうしてもできない場合はできない。これは努力でできない。これはしょうがないですよ。別にあかんとは言いませんよ。ちゃんと示してもらわんことには。

今、言いますけども、工期は絶対3月31日までは全て完了できるんですね。どうですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

まことに申しわけございません。そういう答えになりますと、何とか頑張りますとしか私のほうで今現在言うことはできませんので、そのあたりはご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○副議長（岡田 勇君）

何とか頑張りますで理解をせいと。もっと早い時点で考えなあかんということをやるとるんですよ。何とか努力しますだけではだめです。

町長、これはどういうことですか。何とかだめなんですって、工期とか入札の段階からの話に下がりますよ。当然、頑張ります、そんでいいんですよ。

町長。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡田議員からいただいておりますご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

先ほどから同じことではありますが、こうして和東町住民にも相当影響のある工事があります。そういったものについては、施工監理、ここをきちっと抑え、迷惑にならないようにきちっと進めていくべきだと、そういうご指摘を、私もこれを聞かせていただいて真摯に受けとめながら、非常に大事なことだというように受けとめております。

当然、そういったことで我々は努力をしていくべきだと思っておりますので、今のご質問の趣旨を十分受けとめながら施工監理等に万全を期していきたいと、このように思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

それでは、私のほうから1点。

岡田 勇議員がいろいろなことを言っていたので、私は工事日程の変更はこのところ次々とございますので、こういう工事日程がある場合、議案書の中に図面のほかに工程表を何月何日までに何%という形で示していただいたら、我々もこうい

うことが大体理解できると思うんですけども、そういうことはできないんでしょうか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

今後、議会に出す資料につきましては検討させていただいて対応させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

ぜひ、その形でお願いしたいと思います。そうでないと、我々もプロではないので、そういうことで、この日程に基づいて、これだけできているということがはっきりわかるとと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

原山加圧ポンプの残塩計の更新について質問させていただきたいんですけど、答弁の中では計測法が変わった。だから、この機械は使えないのだという答弁でした。あるならば、計測方法をやめるのか、あるいは、どこでまたこういう計測をまたやられるのか、その辺についての答弁をお願いします。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

原山加圧ポンプ場といいますのは、小杉でつくった水を受けて原山の配水場に上げる部分の東出のところにあるポンプ場でございます。あそこで残塩の注入をしておるんですけども、今までは点滴の形でタンクの中で注入をしておったんですけども、注入する機械をかえましたので、そのかえた段階で機械が計測しますので、それは一目瞭然になっていますので、もともと水槽の中にあったセンサーを外すということです。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

聞いているのは、やめるのかやめへんのか。原山の同じ場所でまたやるの。そこを聞いているんです。ほかでまたやるのかと。ここをやめるかわりにほかでやるのか。だから、その検査方法がどのように変わったのか。

というのは、塩素は水を飲むのに殺菌とか撲滅するのに非常に命の安全には必要なものなので、十分にやっけていただいていると思うんですけども、それについての一つの延長線の中で話を聞いているわけで、だから、ポイントは、どこでやるのかということだけで結構です。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

同じところで行います。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

今の器具をかえてやるということですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

そうです。計測器自体が更新長寿命化に更新をかけますので、その段階で、今まではタンクの中で計測したセンサーを外して、計測器のところで計測できるようにするという事です。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第2号 和束町簡易水道統合事業中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事に係る請負契約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第2号 和束町簡易水道統合事業中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事に係る請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

令和2年第1回臨時議会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

まずは、本日予定させていただきました議案につきまして、全部ご承認いただき、ご可決いただきましてことをありがとうございます。

ただいまのこうした議案につきましてのご審議の中で、非常に大事なところのご指摘、改めて受けとめさせていただきました。住民のサービスに直結する大事な工事があります。そうしたものは、やはり施工監理を万全を期して、そして進めていくべきで、安易にやると住民に大きな影響が出る。こういったところのご指摘をいただきました。これは我々真摯に受けとめながら、いずれにいたしましても、先ほども答弁をさせていただきました、この工事を進めるに当たって万全を期して進めてまいりたいと、このように考えております。

どうか今後とも議員各位のご指導とご協力を賜りますことを切にお願い申し上げます。簡単でございますが、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

これをもちまして、令和2年度和束町議会第1回臨時会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでございました。

午前11時14分 閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

和東町議会議長 小 西 啓

署名者

和東町議会議員 畑 武 志

〃

和東町議会議員 岡 田 勇